

検討の視点

- 市町村においては、法で義務付けられている地域の子育て支援事業に関する情報提供の取組として、広報、パンフレット、ホームページ、マップ作成等に取り組んでいるが、乳児全戸家庭訪問事業や乳幼児健診、母親学級等の機会や、地域子育て支援拠点事業等を通じ、すべての子育て家庭に、早期に、市町村内の子育て支援の取組が概観できる解りやすい情報が着実に提供される取組を一層促していくことが重要ではないか。
- また、その上で、子育て中の家庭が、地域の各種子育て支援事業に関する情報を、必要な時に、容易に入手できる環境整備について、子育て支援のコーディネートの一環としての検討と併せ、進めていくべきではないか。
- 利用者のより良い選択、情報の公表を通じたサービスの質の確保・向上等に向け、
 - ・ 事業者自身による情報公表の仕組み
 - ・ 公的主体が、事業者からの情報を集約し、一括して客観的に解りやすく情報提供する仕組みの制度的な位置付けや内容をどう考えるか。

<制度として検討すべき内容>

実施主体／公的主体による情報集約の仕組み(事業者の報告義務等)／情報提供(公表)の方法／提供する情報の内容／対象とするサービスの範囲
- ※ 他の社会保障制度の例では、
 - ・ 医療においては、事業者自身による公表に加え、事業者からの報告に基づき都道府県が情報を集約しインターネット等により情報提供
 - ・ 介護においては、事業者自身による公表に加え、事業者からの報告に基づき都道府県（又は指定情報公表センター）が情報を集約（一定の情報については都道府県（又は指定調査機関）が調査）し、インターネット等により情報提供
- ※ また、対応可能なサービスの詳細（医療）や、従事者の勤務形態・労働時間や業務経験年数、サービスの質の確保のための取組や、従業者に対する計画的な研修等の実施状況（介護）など、サービス内容や質の向上に関する幅広い内容について、情報提供の対象としている。

○ 第三者評価については、個々の事業者が、サービス提供における問題点を把握し、質の向上を図っていくために重要な仕組みであり、また、評価結果の公表等により、利用者の適切なサービス選択に資するものとしても、一層の充実を図ることが望まれるが、保育所における第三者評価のあり方、受審の促進方策についてどう考えるか。

※ 他の社会保障制度の例では、医療・介護全般は特段、第三者評価の義務付けはなされていないが、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)及び小規模多機能型居宅介護(いずれも認知症の要介護者を対象)については自己評価・外部評価が義務づけられている。

※ また、医療・介護では、情報提供(情報公表)が義務づけられる項目の一つとして、第三者評価の受審の有無が位置づけられている。